

北 九 州 市 営 渡 船 運 送 約 款

北 九 州 市

目 次

第 1 章	総 則	—————	3
第 2 章	運送の引受け	—————	3
第 3 章	運賃及び料金	—————	5
第 4 章	旅客の義務	—————	9
第 5 章	責任関係	—————	10

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この運送約款は、北九州市（以下「市」という。）が経営する航路で行なう旅客、手荷物、特殊手荷物及び小荷物の運送に適用されます。

2 この運送約款に定めのない事項については、法令若しくは市の緒規定又は一般の慣習によります。

3 市がこの運送約款の趣旨及び法令の規定に反しない範囲内で特約の申込みに応じた場合は、その特約によります。

4 旅客及び運送申込人は、前項の場合を除き、この運送約款を承認し、かつ、これに同意したものとみなします。

(定義)

第2条 この運送約款で「旅客」とは、一般旅客をいいます。

2 この運送約款で「大人」とは、12歳以上の者（小学生（小学校（学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条の小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部並びに同法第134条第1項の各種学校の小学部に類するものをいう。以下同じ。）に就学する児童をいう。）以下同じ。）を除く。）をいいます。

3 この運送約款で「小児」とは、12歳未満の者及び12歳以上の小学生を言います。

4 この運送約款で、「手荷物」とは、旅客が自ら携帯又は同伴して船室に持ち込む物であって、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

(1) 3辺の和が200センチメートル以下で、かつ、重量が30キログラム以下の物品

(2) 車椅子（旅客が使用するものに限る。）

(3) 身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬であって、同法第12条の規定による表示をしているものをいう。）及び同法附則第3条の規定により「介助犬」又は「聴同犬」と表示をしているもの

5 この運送約款で「特殊手荷物」とは、旅客が携帯する物品であって、次に掲げるもの（これに積載された物品を含む。）をいいます。

自転車（原動機付を除く。）

6 この運送約款で「小荷物」とは、3辺の和が2メートル以下（運動用具等を除く。）で、かつ、重量が30キログラム以下の物品であって、市が運送の委託を受けるものをいいます。

第2章 運送の引受け

(運送の引受け)

第3条 市は、輸送力の範囲内において、旅客の運送契約の申込みに応じます。ただし、次に掲げる場合は、その申込みを拒絶し、又は契約を解除することがあります。

(1) 第26条各号のいずれかに該当する理由がある場合

(2) 旅客が次のいずれかに該当する場合

- ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。）又は新感染症の所見がある者
- イ 泥酔者、薬品中毒者その他旅客の迷惑となるおそれのある者。
- ウ 重傷病者又は6歳未満の小人で付添人のないもの
- エ 年齢、健康上その他の理由によって生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれがある者

(3) 旅客がこの運送約款の規定に違反する行為を行ない、又は行なうおそれがある場合

(4) 運送契約の申込みがこの運送約款と異なる運送条件によるものである場合

- 2 市は、輸送力の範囲内において、手荷物、特殊手荷物又は小荷物の運送契約の申込み（若戸航路については手荷物及び特殊手荷物に限る。）に応じます。ただし、次に掲げる場合は、その申込みを拒絶し、又は契約を解除することがあります。

(1) 第26条各号のいずれかに該当する理由がある場合

(2) 手荷物、特殊手荷物又は小荷物が次のいずれかに該当する物である場合

- ア 臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの。
- イ 白金、金その他の貴金属又は貨幣、銀行券、有価証券、印紙類、宝石類、美術品、骨董品その他の高価品。
- ウ 鉄砲、刀剣、爆発物その他乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
- エ 遺体
- オ 生動物（第2条第4項第3号に掲げるものを除く）
- カ その他運送に不相当と認めるもの。

（内容の申告義務）

- 第4条 手荷物若しくは小荷物又は特殊手荷物の掲載している物品（以下「手荷物等」という。）がそれぞれ前条第2項第2号のいずれかに該当する物である場合（手荷物が同号イに該当する場合を除く。）は旅客又は運送申込人は、あらかじめ市に申告しなければなりません。

- 2 手荷物等が前条第2項第2号イに掲げる物品である場合は、旅客又は運送申込人が、運送の申込みをする際にその種類及び価格を明示したものでなければ、市はその損傷又は滅失による損害について責を負いません。

- 3 市は、第1項に該当する物品の運送の申込みに応じる場合は、旅客又は運送申込人に対し、その負担において看守人の添乗、積荷保険の付保その他の必要な措置をとることを求めることがあります。

（点検）

- 第5条 市の係員は、手荷物等が第3条第2項第2号のいずれかに該当する物である疑いがある場合は、これらの物品の内容を旅客若しくは運送申込人又は市の係員以外の第三者

の立合いのもとに、点検することがあります。

(小荷物引換証)

第6条 市は、小荷物の運送引受けをした場合は、運送申込人の請求があった場合に限り、小荷物引換証を発行します。

(小荷物の引渡し)

第7条 市は、小荷物については陸揚地において小荷物券に記載された荷受人に引き渡します。ただし、小荷物引換証を発行した小荷物については、陸揚地において小荷物引換証と引換えに、その持参人に引き渡します。

2 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手荷物等について、投棄、供託、売却その他の処分をすることができます。この場合、市は旅客又は運送申込人に対しその旨を通知し、通知することができないときは、航路を管理する渡船事業所に掲示します。

(1) 旅客又は運送申込人が第4条第1項に違反した場合

(2) 手荷物等又は特殊手荷物が、乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼし、又はそのおそれがある場合

(3) 第26条第1号、第2号、第3号又は第6号に該当する理由がある場合

(4) 小荷物等が、陸揚後7日を経過してもその引取りがない場合

3 旅客、運送申込人、荷受人又は小荷物引換証の持参人が留保をなせずに引渡しを受けた小荷物等については、その損害賠償請求権を放棄したものとみなします。ただし、これらについて直ちに発見することができない損傷又は一部滅失がある場合であって、その引渡し日より14日以内に市に対してその事実を文書により通知したときは、この限りではありません。

4 旅客が小荷物券を紛失した場合、又は小荷物引換証を発行した場合において、荷受人が小荷物引換証を紛失した場合は、市が当該小荷物の引渡し請求人を正当な受取人であると認め、かつ、市がその引渡し請求人に当該小荷物を引き渡した結果、市が受けるおそれがある一切の損失を補償する旨の保証を、当該引渡し請求人から得た場合に限り、別に定める手続きにより引き渡します。

5 市は、小荷物券又は小荷物引換証と引き換えに引き渡した小荷物について、受取人に関して生じた損害に対し、賠償の責を負いません。

第3章 運賃及び料金

(運賃及び料金の額)

第8条 旅客、手荷物、特殊手荷物及び小荷物の運送の運賃及び料金の額並びにその適用方法については、本章に定めるところによるほか、別に地方運輸局長（運輸監理部長を含む）に届け出たところによります。

2 手荷物（主として鞆、ハンドバック、傘等の身の回り品を除く。）は無料とします。

(運賃及び料金の収受等)

第9条 若戸航路における普通乗船券及び特殊手荷物券は、運賃及び料金と引き換えに発行します。

藍島・小倉航路における普通乗船券、小荷物券又は特殊手荷物券は、渡船事業所小倉分室において、運賃及び料金と引き換えに発行します。ただし、定期乗船券、団体乗船券、割引乗船券については、別に定めるところにより発行します。洞海航路における普通乗船券は、運賃及び料金と引き換えに発行します。

2 市は、発売する乗船券の種類、発売場所又は発売期間を限定することがあります。

(乗船券等の記載事項)

第10条 乗船券等には、次の事項を記載します。

- ア 乗船区間（小荷物券にあっては運送区間）
- イ 運賃及び料金の額
- ウ 通用期間（小荷物券以外の乗船券等に限る。）
- エ 乗船年月日、便名
- オ 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所（小荷物券に限る。）
- カ 発売番号及び発売年月日
- キ 事業者名

(乗船券の効力)

第11条 乗船券等は、券面記載の乗船区間、通用期間等に関し限り使用することができます。

2 旅客が、その都合により乗船券等の券面記載の乗船区間内で途中下船した場合は、当該乗船区間の全部について運送が終了したものとみなします。

ただし、この運送契約において特に定める場合は、この限りで有りません。

(運賃及び料金の性格)

第12条 運賃及び料金には、旅客の食料金及び通行税は含まれていません。

- 2 運賃及び料金には、小荷物の積卸し料は含まれていません。
- 3 小荷物の運賃及び料金には、保管料は含まれていません。
- 4 特殊手荷物の運賃及び料金には、旅客の運賃及び料金は含まれていません。

(乗船券等の通用期間)

第13条 乗船券等（小荷物券を除く。以下この条において同じ。）の通用期間は次のとおりとします。

- (1) 乗船券等の片道券：発売日当日限り
- (2) 乗船券等の往復券：発売日を含めて4日間
- (3) 定期乗船券、団体乗船券その他の乗船券：券面記載の通用期間

2 旅客が疾病その他一身上に関する不可抗力により旅行を延期し、又は第26条により旅行を継続することができなくなった場合は、乗船券等の未使用区間について、7日間を限度としてその通用期間を延長する取扱いをします。

(小児の運賃及び料金)

第14条 小児の運賃及び料金は、次のとおりとします。

- (1) 1歳未満の小児：無料
- (2) 1歳以上の小学校に就学していない小児が大人に同伴され乗船する場合：1人に限り無料、1人をこえる場合は、1人につき大人の運賃及び料金の2分の1

(3) 1歳以上の小学校に就学していない小児が団体として乗船する場合：小学生団体運賃に準ずる。

(4) 小学生：1人につき大人の運賃及び料金の2分の1

(不正乗船等)

第15条 旅客又は運送申込人が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、運賃及び料金のほかにその2倍に相当する額を申し受けます。この場合において、乗船港が不明のときは、当該船舶始発港をもって乗船港とします。

(1) 第16条の場合を除き、船長又は係員の承諾を得ないで乗船券等を持たずに乗船した場合

(2) 無効の乗船券等で乗船した場合

(3) 市の係員が乗船券等の提示を求め、又は運賃及び料金の支払いを請求してもこれに応じない場合

(4) 不正の申告によって、運賃及び料金の割引きを受け、若しくは運賃及び料金を支払わずに乗船した場合

(5) 乗船券等の回収の際、その引き渡しをしない場合

(6) 第4条第1項の申告をせず、又は不正の申告によって第3条第2項第2号に規定する物品を船内に持ち込み、又は運送させた場合

(誤乗船等)

第16条 旅客が、その不注意によって券面記載の船便以外の船便に乗船した場合は、市は、乗船区間等に対応する運賃及び料金を申し受け、出発港又は目的港までの運送を引受けます。

2 市が、市の不注意によって旅客、小荷物又は特殊手荷物を目的港以外の港に下船させ、若しくは陸揚げし、又は券面記載の船便以外の船便に乗船させ若しくは積み込ませた場合は、市は、市の費用で目的港までの運送を行ないます。

(行先変更等)

第17条 旅客は、乗越しをする場合に限り、乗船区間を変更することができます。この場合、延長する乗船区間に対応する運賃及び料金を申し受け、船内において当該区間の乗船券等を発行します。

2 旅客が、船長又は市の係員の承諾を得て運賃及び料金を支払わずに乗船した場合は、運賃及び料金を申し受け、船内において乗船券等を発行します。

(乗船券等の紛失)

第18条 旅客が、乗船券等を紛失した場合は、市は、あらためて運賃及び料金を申し受け、乗船券等を発行します。この場合、市は、その旨の証明書を発行します。ただし、乗船券等を紛失した事実が明白である場合は、この規定を適用しないことができます。

2 旅客は、紛失した乗船券等を発見した場合は、その通用期間経過後30日以内に限り、前項の証明書を添えて、第20条第5号の規定に基づき、市に運賃及び料金の払戻しを請求することができます。

(乗船券等の無効)

第19条 次の各号のいずれかに該当する乗船券等は、無効とし回収します。

- (1) 第10条に規定する記載事項が改変され、又は不明になった乗船券等
- (2) 当該乗船券等を使用することができる者以外の者が使用した場合の乗船券等
- (3) 通用期間を経過した乗船券等
- (4) 前条第1項の証明書に発売番号を記載された乗船券等
- (5) 不正の手段により取得した乗船券等
- (6) 運送が終了した場合、又は第11条第2項の規定により、運送が終了したとみなされた場合の当該乗船券等

(払戻し)

第20条 次の各号いずれかに該当する場合は、当該乗船券等の発売場所において、各号で定める額の運賃及び料金の払戻をします。

- (1) 旅客が、その都合により、入船前に乗船券等について、その通用期間の最終日まで払戻しの請求をした場合

払戻額：券面記載の金額（割引のある場合は、割引後の金額）

- (2) 旅客が、その都合により定期乗船券について、その通用期間内に払戻しを請求した場合

払戻額：北九州市渡船事業条例施行規則第4条第3項の金額

- (3) 第3条第1項第2号及び第2項第2号の規定によって運送契約を解除する場合

払戻額：券面記載金額と既使用区間に対応する運賃及び料金の差額

- (4) 第26条に該当する場合

払戻額：前号に同じ

- (5) 第18条第2項に該当する場合

払戻額：券面記載の金額

(運賃及び料金の変更の場合の取扱い)

第21条 運賃及び料金に変更された場合において、その変更前に市が発行した乗船券等は、その通用期間内に限り有効とします。

第4章 旅客の義務

(禁止行為)

第22条 旅客は、次に掲げる行為をしてはいけません。

- (1) みだりに船舶の操舵設備、その他の運航のための設備、又はこれらの船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作すること
- (2) みだりに船舶内の立入りを禁止された場所に立入ること
- (3) 船舶内に喫煙を禁止された場所において喫煙すること
- (4) みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること
- (5) みだりにタラップ、しゃ断機その他旅客の乗下船又は転落防止のための設備を操作

し、又は移動すること

(6) みだりに旅客の乗下船の方法を示す標識その他旅客の安全のために掲げられた標識又は掲示物を損傷し、又は移動すること

(7) 石、ガラスビン、金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは、積載物を損傷するおそれのある物件を船舶に向かって投げ、又は発射すること

(8) 海中投棄を禁止された物品を海中に投棄すること

(9) 他の旅客に不快感を与え、又は迷惑をかけること

(10) 船内の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること

2 旅客は、法令及び船内の規則を遵守し、船長又は市の係員が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行なう職務上の指示に従わなければなりません。

3 船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、下船を命じることができます。

(保管及び看守の責任)

第23条 旅客は、自己の手荷物の保管の責に任じます。

(積み込み及び陸揚げ)

第24条 手荷物又は特殊手荷物の積み込み及び陸揚げは、船長又は係員の指示に従い、旅客が行なうものとします。

2 市は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、小荷物等の返送、転送、途中陸揚げ、内容品の取出しその他の依頼には応じません。ただし、市が取扱い上支障がないと認めた場合はこの限りではありません。

(1) 運送の取消しがあった場合の返送又は途中陸揚げ

(2) 旅客中止の場合の途中下船港への陸揚げ

(3) 乗越しの場合の乗越港への迫送

3 前項の規定により、返送、転送、途中陸揚げ、内容品の取出しその他依頼に応じることにより必要となる運賃及び料金その他の費用は、旅客又は運送申込人の負担とします。

第5章 責任関係

(市の責任)

第25条 市は、旅客が船長又は市の係員の指示に従い、乗船港の乗降施設（改札口がある場合にあっては、改札口、以下同じ。）に達したときから下船港の乗降施設を離れたときまでの間に、その生命又は身体を害した場合は、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。

2 市は、第4条第2項若しくは第3項又は第7条第2項に該当する場合を除き、手荷物等又は特殊手荷物の滅失、毀損等による損害については、その損害の原因となった事故が、それらが市の管理下にある間に生じたものである場合は、賠償の責に任じます。

3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しません。

(1) 市が、船舶の構造上の欠陥及び機能の障害がなかったこと並びに市が損害を防止するために必要な措置をとったこと、又は不可抗力等の理由によりその措置をとること

ができなかったことを証明した場合

(2) 市が、第三者又は旅客若しくは運送申込人の故意若しくは過失により又は旅客若しくは運送申込人がこの運送約款を守らなかったことにより、当該損害が発生したことを証明した場合

(3) 手荷物その他旅客の保管する物品に生じた滅失、毀損等の損害に対しては、市に過失がなかったことを証明した場合

(運航の中止)

第26条 市は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予告なしに乗船券等の全部又は一部の発売の停止、予定した船便の発航の中止、使用船舶の変更、発着日時の変更、航行経路の変更、発着港若しくは場所の変更、手荷物の制限の措置をとることがあります。

市は、この場合に生じた一切の損害に対し賠償する責に任じません。

(1) 悪天候、天変地異その他不可抗力が発生した場合

(2) 火災、海難、使用船舶の故障その他の事故が発生した場合

(3) 戦争、暴動その他これに準ずる事変が発生した場合

(4) 船員、陸員その他運送のため使用する者の同盟罷業その他の争議行為が発生した場合

(5) 旅客の疾病又は不法行為が発生した場合

(6) 官公署の命令又は要求があった場合

(旅客及び運送申込人の賠償責任)

第27条 旅客又は運送申込人が、その故意若しくは過失により、又はこの運送約款を守らなかったことにより、市に損害を与えた場合は、市は当該旅客又は運送申込人に対し、その損害の賠償を求めることがあります。

(保険契約)

第28条 市は、第25条第1項（同条第3項において市が免責される場合を除く。）に係る賠償責任を負うため、使用船舶ごとに、当該船舶の運航により生じた旅客の生命又は身体の損害を賠償することによって生ずる損失について、当該船舶の定員（船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項に規定する最大搭載人員のうち旅客に係るものをいう。）1人につき、てん補する額の限度額を1億円以上とすることをその内容に含む保険契約又は共済契約に加入しています。

附 則

(1) この運送約款は、昭和45年12月1日より実施します。

昭和54年 6月 1日改正

平成11年 4月 1日改正

平成14年 9月24日改正

平成17年 4月 1日改正

平成17年 7月28日改正（不定期航路開設）

平成20年 7月17日改正

平成28年4月 1日改正（義務教育学校関係）

令和7年4月1日改正（保険契約関係）